

令和3年度 横浜市総合教育会議 次第

日時 令和3年12月20日（月）10時30分～11時30分

場所 市庁舎3階 多目的室

1 開 会

2 市 長 挨 拶

3 協 議

今後の横浜の教育政策について

～「第4期横浜市教育振興基本計画」を見据えて～

4 報 告（資料配付）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応

いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

5 閉 会

【配付資料】

資料1 今後の横浜の教育政策について

～「第4期横浜市教育振興基本計画」を見据えて～

資料2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応

資料3 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

参考1 横浜市教育大綱

参考2 横浜市総合教育会議運営要綱

令和3年度 横浜市総合教育会議

令和3年12月20日

1

協議事項

今後の横浜の教育政策について
～「第4期横浜市教育振興基本計画」を見据えて～

2

報告事項（資料配付）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応
- ・ いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

1

協議事項

今後の横浜の教育政策について
～「第4期横浜市教育振興基本計画」を見据えて～

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市の教育（概況）

基礎自治体として国内最多の学校数

人口 (2021.12.1)

377万 3,982人

学校数 (2021.4.1)

508校

世帯数 (2021.12.1)

176万 7,422世帯

児童生徒数 (2021.5.1)

26万 4,894人

教職員数 (2021.5.1)

1万 8,867人

小学校	339校
中学校	145校
義務教育学校	2校
高等学校	9校
特別支援学校	13校

**多様な児童生徒に対し、各校種において、
地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開**

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市の教育（政策体系）

「横浜教育ビジョン2030」と「教育振興基本計画」

H18(2006).10月策定

横浜教育ビジョン
(概ね10年)

H22 ~
(2010)

1期計画

H26 ~
(2014)

2期計画

H30(2018).2月策定

横浜教育ビジョン2030
(概ね10年)

H30 ~
(2018)

3期計画

(4期計画
を見据えて)

4期計画

▲
現在

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

複雑で変化の激しい時代、解が一つではない課題にも柔軟に向き合い、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、他者と協働し、解決していくことが重要となります。

横浜の教育は、子どもが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合うことを大切にします。個性や能力を活かしながら、夢や目標に向かってチャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育みます。

横浜教育ビジョン2030

横浜市教育委員会

2 横浜の教育が育む力

知 生きて はたら く 知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公 公共心と社会参画

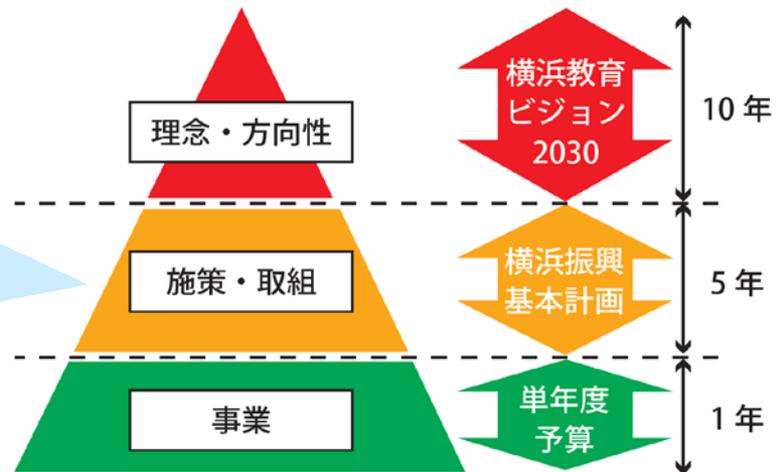
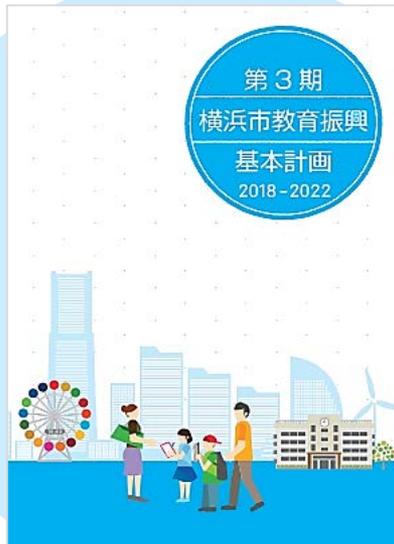
- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

第3期横浜市教育振興基本計画（2018～）

「横浜教育ビジョン2030」の具現化



4つの教育の
方向性

14の柱

26の施策

指標

想定事業量

主な取組

横浜教育ビジョン2030

第3期横浜市教育振興基本計画

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



第3期計画以降の主な状況変化

新型コロナウイルス感染症による影響

- 令和2年春～ 一斉臨時休業、段階的な教育活動の再開
- 令和3年夏 分散登校の実施
 - ・ 家庭での学習状況の把握、「緊急受入れ」、「校庭開放」
 - ・ 健康観察、消毒や換気等の感染対策への対応

(校内を消毒する様子)



(分散登校中の同時配信オンライン授業)



(職員室内の感染対策の例)



第3期計画以降の主な状況変化

新学習指導要領の全面实施



主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング) の視点からの授業改善

- ・ 小学校：令和2年度～
- ・ 中学校：令和3年度～
- ・ 高等学校：令和4年度～

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



第3期計画以降の主な状況変化

GIGAスクール構想による1人1台端末の整備

今までの横浜の教育実践と

最先端のICTのベストミックス

- 「個別最適な学び」 ● 「社会とつながる協働的な学び」

令和3年度～1人1台端末の活用を開始



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



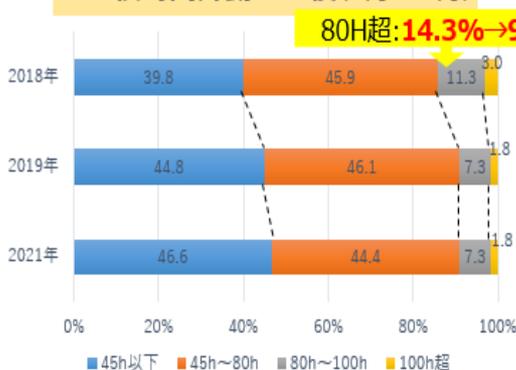
第3期計画以降の主な状況変化

働き方改革の推進

業務の精選や体制強化などをはじめとした総合的な取組を
全市で推進

3年前に比べて時間外勤務は減少
するものの、まだ道半ば。
教職員集団の持続可能性にも懸念。

小学校時間外勤務実績(4月～6月)



中学校時間外勤務実績(4月～6月)



<受験者数・採用倍率の推移>

小学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	中学校	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
受験者数	2,396	2,276	2,243	2,054	1,928	1,723	1,554	1,403	受験者数	2,098	2,047	1,811	1,594	1,466	1,333	1,145	1,073
採用倍率(市)	4.9	5.9	5.1	5.4	4.0	3.9	2.5	2.8	採用倍率(市)	7.6	9.8	8.7	11.4	8.3	8.4	5.1	4.9
採用倍率(全国)	4.1	3.9	3.6	3.5	3.2	2.8	2.7	N/A	採用倍率(全国)	7.4	7.2	7.1	7.4	6.8	5.7	5.0	N/A

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



第3期計画以降の主な状況変化

国における教育政策の主な動き

● 小学校の学級編成標準の段階的な引下げ（35人学級）

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（R3.4.1施行）

● 教育ビッグデータを活用した教育DXの推進

● 個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す

「令和の日本型学校教育」

● 学校における働き方改革の推進

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正（R2.4.1施行ほか）

横浜市の教育を取り巻く状況

特別な支援が必要な児童生徒の増加

- 横浜市は全国と同様に増加傾向
- 特に小中学校等（個別支援学級・通級指導教室）における増加が顕著



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市の教育を取り巻く状況

日本語指導が必要な児童生徒の増加



● 横浜市は全国より
増加が顕著

● 10年で
横浜市：約1.8倍
全国：約1.5倍
(2008年 → 2018年)

※令和2年度時点では、横浜市の外国籍及び外国につながる児童生徒数は10,933人。日本語指導が必要な児童生徒数は2,923人。

出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査

あうたびに、あたらしい

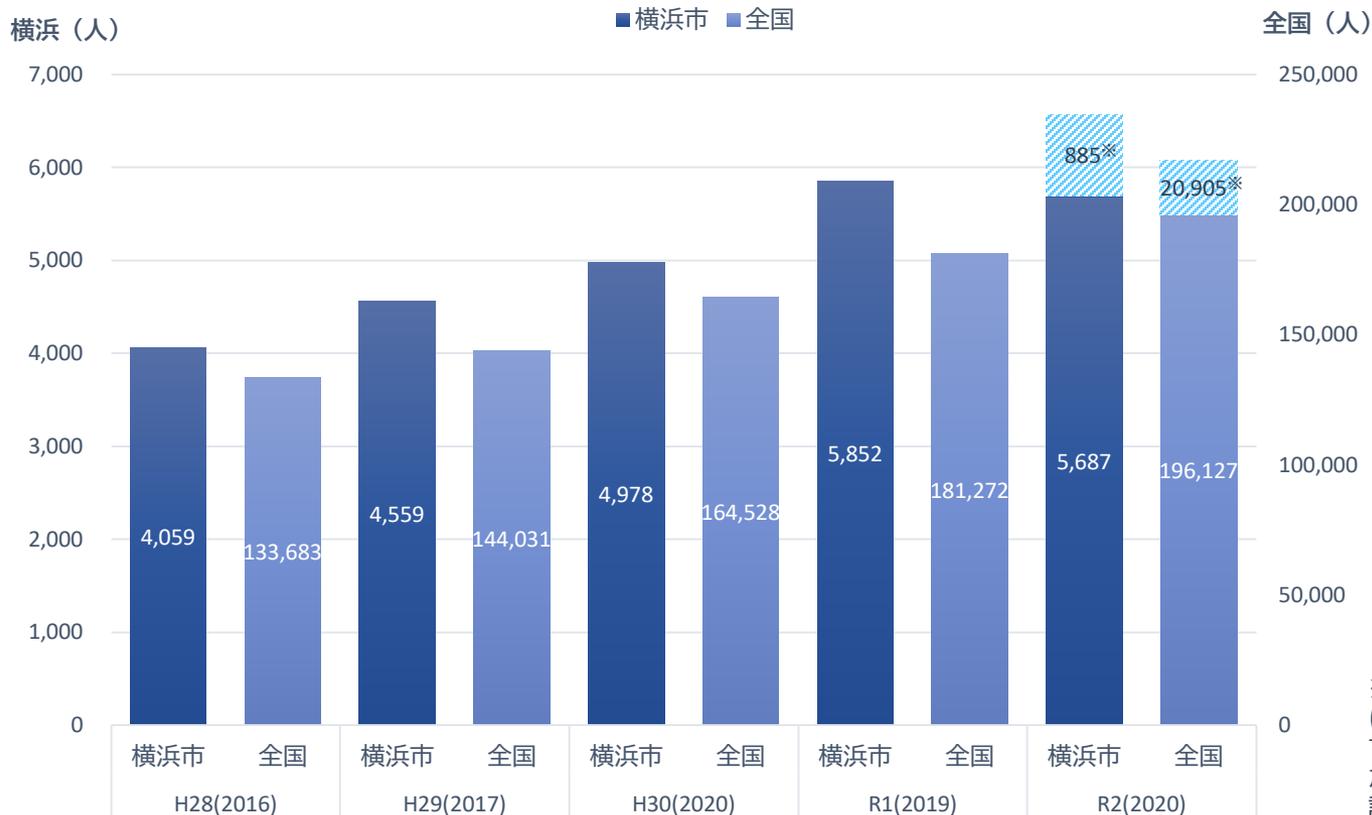
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市の教育を取り巻く状況

不登校児童生徒の増加



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 横浜市は全国と同様に増加傾向
- 全児童生徒に占める割合は
 横浜市：2.22%
 全国：2.05%
 とやや高い
 (2020年時点)

※令和2年度問題行動等調査において新たに設けられた項目「コロナ不安により登校できない・しない児童生徒数」で計上された人数（本項目には、今まで不登校として計上されていた児童生徒が一定数含まれると考えられる）

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



第4期横浜市教育振興基本計画を見据えて

<視点①>

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にした誰一人取り残すことのない教育を、現在の学校現場をとりまく状況を踏まえ、1人1台端末をはじめとした現時点の教育環境を最大限活用しながら、更に推進する必要があるのではないか

今後の横浜の教育政策について

誰一人取り残さない

多様な子どもたち



特別支援が必要な
児童生徒

約14,000人



外国籍等児童生徒

約11,000人



不登校児童生徒

約6,600人



横浜の児童生徒約26万人



すべての子どもの資質・能力の向上

第4期横浜市教育振興基本計画を見据えて

<視点②>

家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との
連携・協働をこれまで以上に進め、学校内外を
含む社会全体で、子どもに関わる体制の構築
及び 子どもたちのより良い学び を目指す
べきではないか

第4期横浜市教育振興基本計画を見据えて

<視点③>

日本最大の基礎自治体として、横浜市は非常に価値のある教育ビッグデータを有していることに鑑み、客観的な根拠に基づく教育政策の推進（EBPM）を更に進め、より質の高い教育につなげていく必要があるのではないか

1

協議事項

今後の横浜の教育政策について
～「第4期横浜市教育振興基本計画」を見据えて～

(意見交換)

(参考) 教育大綱について

横浜市教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（大綱の策定等）

第一条の三 **地方公共団体の長は、**教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、**その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱**（以下単に「大綱」という。）**を定める**ものとする。

横浜市教育大綱

平成30年9月

【策定経過】

- 平成27年 9月4日 総合教育会議で協議後、
9月7日 大綱策定（対象期間：平成27～29年度）
- 平成30年 8月27日 総合教育会議で協議後、
9月4日 新たな大綱策定（対象期間：平成30～令和3年度）

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



(参考) 教育大綱について

(参考) 国における取扱い

平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(抜粋)

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、**地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。**

2

報告事項（資料配付）

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応
- ・ いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況

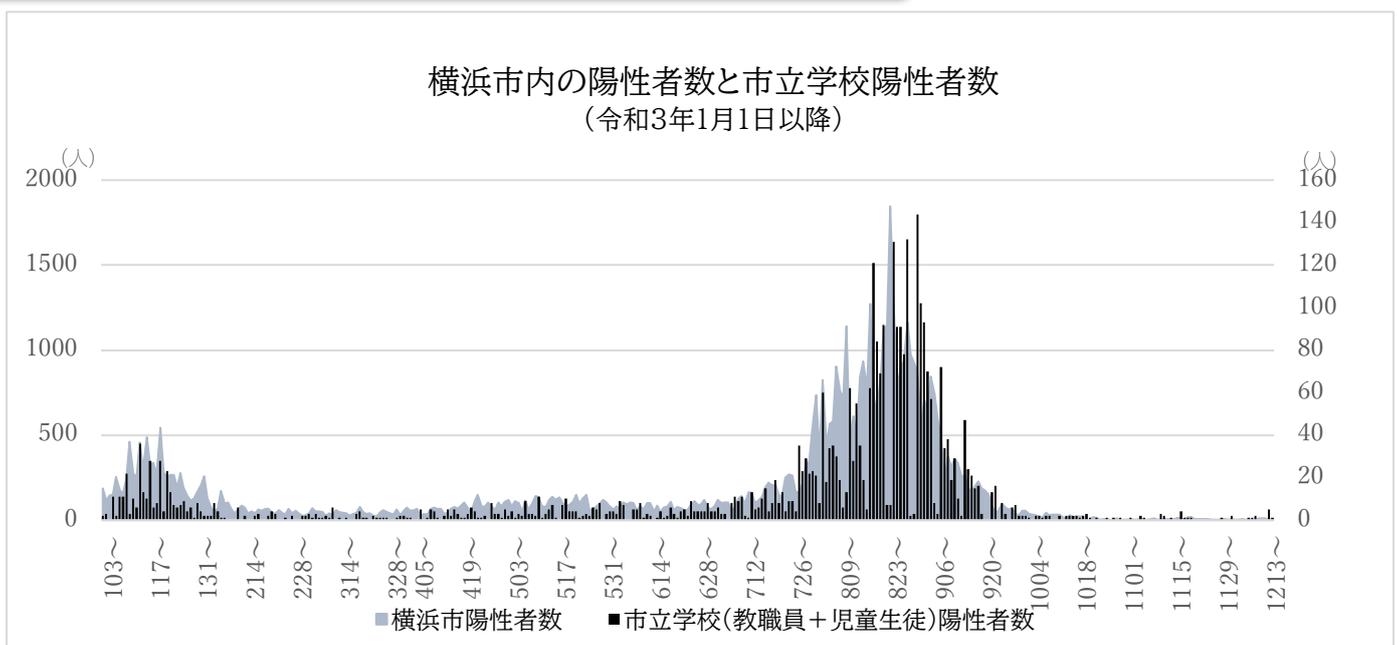
新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応

1 これまでの対応経緯

令和3年

- 4月20日（火） **神奈川県が、5月11日までに期限として、まん延防止等重点措置適用区域に指定**される。
市立学校に対して、重点措置適用期間中の教育活動等について通知。
(以後、措置の延長の決定時に、市立学校に対して通知を发出)
- 5月7日（金） 国が**神奈川県への重点措置適用の5月31日までの延長**を決定する。
(以後、5月28日に6月20日まで、6月18日に7月11日まで、7月8日に8月22日まで、それぞれ重点措置適用が延長される)
- 8月2日（月） **神奈川県に、8月31日までに期限として、緊急事態宣言が发出**される。
市立学校に対して、宣言期間中（特に夏季休業期間中）における教育活動等について通知。
- 8月17日（火） **神奈川県への緊急事態宣言期間が、9月12日まで延長**される。
- 8月23日（月） 市立学校の**8月27日から31日までの臨時休業**と、9月以降の短縮授業での学校再開を決定する。
- 8月26日（木） 神奈川県からの要請等により、市立学校の**9月1日から9月13日まで分散登校等**による学校再開を決定する。
- 9月9日（木） **神奈川県への緊急事態宣言期間が、9月30日まで延長**される。
- 9月10日（金） 神奈川県からの要請等により、市立学校の**9月14日から10月1日まで分散登校等の延長**を決定する。
- 9月30日（木） 神奈川県を含む全ての都道府県に対する**緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除**される。
- 10月4日（月） 市立学校における**分散登校を終了し、通常登校を再開**する。

2 市立学校の感染状況等（令和3年12月13日時点）



令和2年6月の学校再開以降、令和3年12月13日現在の教職員の感染者はこれまでに406人、児童生徒の感染者は3,321人、感染者が発生した学校は499校です。なお、児童生徒の感染者は、いずれも無症状又は軽症です。また、集団感染はこれまでに14件発生しています。

3 緊急事態宣言の発出を受けた教育活動（令和3年8月～9月）

神奈川県に対して、令和3年8月2日に緊急事態宣言が発出されましたが、本市の学校関係者の新規感染者も、夏季休業期間だけで令和2年度の一年間の感染者数を超えるなど、爆発的に感染が拡大しました。

このような状況に鑑みて、8月27日から31日までの間、市立学校を臨時休業にするとともに、9月からは、分散登校等により段階的に教育活動を再開することとしました。また、臨時休業期間及び分散登校期間中は、児童生徒の居場所の確保を目的に緊急受入れを併せて実施しました。

《分散登校の実施例》（小学校、中学校の場合。9月14日以降も同様に繰り返す。）

	8月30日（月）	8月31日（火）	9月1日（水）	9月2日（木）	9月3日（金）
Aグループ	臨時休業	臨時休業	午前登校	登校日	家庭学習
Bグループ			午後登校	家庭学習	登校日
給食			提供なし	Aグループ	Bグループ
	9月6日（月）	9月7日（火）	9月8日（水）	9月9日（木）	9月10日（金）
Aグループ	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日
Bグループ	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
給食	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ	Aグループ
	9月13日（月）				
Aグループ	家庭学習				
Bグループ	登校日				
給食	Bグループ				

高等学校においては時差通学、分散登校及び短縮授業を実施し、特別支援学校は、各学校の実情を踏まえた対応としました。

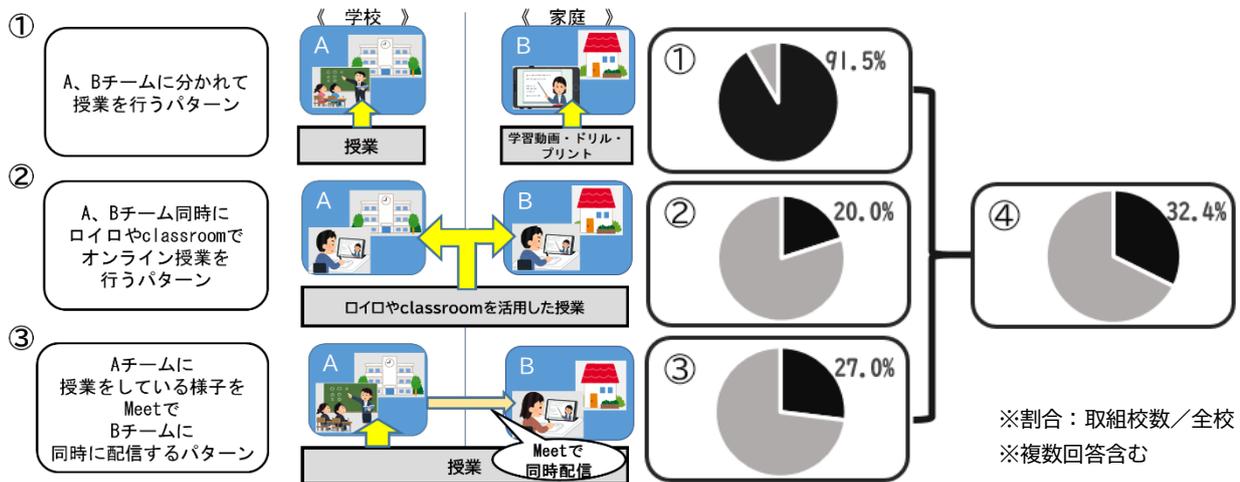
学校再開後は、市立学校における感染防止を目的に作成した「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」の内容について、校内の全教職員で改めて共有・確認し、感染予防の取組を徹底したうえで教育活動を実施しましたが、マスクを着用する等の感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いとされる活動として、次に挙げる教育活動については、まん延防止等重点措置期間中から、一時的に実施を見合わせました。

- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱・管楽器演奏（リコーダー、鍵盤ハーモニカ等）」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 他

4 分散登校期間中に実施したオンライン授業・学習

(1) 取組状況について

9月の分散登校期間中、各学校において端末を活用したオンライン授業・学習に取り組みました。最終的な状況は次の図のとおりです。



*円グラフについて

- ・①には「①②」「①③」「①②③」のパターンも含まれます。②③も同様です。
- ・④は①・②・③単独の実施を除くすべてのパターンの合計です。

(2) ニーズに応じたオンライン授業等に関する臨時研修

9月13日からの「緊急事態宣言適用期間の延長」に伴い、学校からは、「オンライン朝の会や授業を検討しているが、どのように進めたら良いか教えて欲しい」「情報モラル・セキュリティをもっと学びたい」といった声が多く聞かれました。こうしたニーズに応えるために、臨時に9月中旬から下旬にかけて「オンラインを活用した朝の会・授業研修」と「情報モラル・セキュリティ研修」を実施しました。

- ・対象：管理職、ICT推進リーダー、情報担当者等
- ・研修方法：Web会議システム及びeラーニング



「オンラインを活用した朝の会・授業研修」の様子

(3) オンライン授業に関する課題への対応状況

- ・端末の保守範囲を整理（故意によるものを除き保障又は予備機で対応とする。）し、学校に通知（9月）。
- ・授業時間帯に通信が混雑していた部分を、通信速度が保証された専用の回線に改善（9月）。
- ・生徒数増に伴う不足分及び故障時の予備分の端末を納品（10月～11月）。
- ・モバイルルーターについて分散登校期間中の状況を調査（10月～11月）。この結果を基に、不足校への対応を実施中。
- ・他都市いじめ事案を受け、ロイロノートのフィルタリングにSNSを加える（9月）。併せて、分散登校期間中における新聞報道等にあるような書き込みの有無を調査（10月～11月）。
- ・市PTA連絡協議会と連携し、情報モラルの大切さについて周知を図っている。

5 緊急事態宣言解除後の教育活動（令和3年10月以降）

緊急事態宣言は9月30日をもって解除され、本市の学校関係者の新規感染者も、8月に増加のピークに達して以降、減少を続けており、10月に入ってから、1週間の合計が10人以下になるなど、落ち着きを取り戻しています。

これらを受けて、市立学校では10月4日（月）で分散登校を終了して、通常登校を再開しています。

○部活動

部活動に起因する集団感染が複数発生したことなどに鑑みて、中学校及び高等学校では、8月下旬から10月1日までの間、大会等への出場部などを除き、原則として部活動を停止しました。通常登校再開後は、中学校では週4日以内（12月以降は5日以内）、平日2時間、土日3時間以内での活動を再開しています。対外試合・合同練習については原則、市内（12月以降は県内）での活動としています。

高等学校では、「横浜市立学校部活動ガイドライン」に基づき、感染症対策を徹底したうえで実施することとして、特別支援学校では、各学校の状況に応じて活動しています。

○学校行事

緊急事態宣言中は、学級単位での活動として、学年や学校単位での運動会・体育祭、文化祭等の学校行事は、中止や延期することとしていましたが、通常登校再開後は、感染症対策を徹底したうえで実施可能としています。

（運動会・体育祭）

- 内容を精選して、半日程度の開催とするなど、時間を短縮して実施。
- 身体的接触を伴わないようにするなど、種目の工夫。
- 学年ごとや、低・中・高学年ごとに実施し、保護者も同様に入れ替え制。
- 参観者を限定したり、参観する場合は、位置を指定。
- 競技・演技中や応援時、マスク着用の上でもできるかぎり2m（最低1m）空けるようにする。

（学習発表会、文化祭・合唱祭等）

- 屋内のため、教室内、校舎内の換気の強化、マスク着用、体育館等では座席間の距離を十分に確保
- 音楽発表会は学年ごとにビデオ撮影して、他学年は教室にてテレビで鑑賞。
- 合唱等の発表は行わず「全校制作」「作品展示」「動画による演奏発表」のみ実施（文化祭）。

（修学旅行等の宿泊行事）

- 移動の際のバスを増便する。公共交通機関を使用しない。
- 全館貸切にしたり、余裕をもって部屋数を確保し、一部屋あたりの人数を少なくする。
- 大浴場は使用せず、部屋に付いているユニットバスを使用する。

○学校開放

部活動と同様に、8月下旬から10月1日までの間は学校開放を中止していましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、10月2日から再開しています。従来、まん延防止等重点措置に合わせて20時としていた活動終了時刻は、活動再開後から21時に変更しています。また、実施を見合わせていた近距離で組み合ったり、接触したりする活動や、合唱、管楽器の演奏等について、10月から実施可能としています。

「いじめ重大事態に関する再発防止策」令和2年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に掲げる8項目34の取組について、横浜市いじめ防止基本方針の徹底を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和2年度の取組状況を報告します。

～令和2年度の取組状況～

1 学校の取組

① 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

令和2年度のいじめ認知件数は、5,528件と前年度に比べ102件減少しました。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止のための一斉臨時休校期間を除くと、9月から2月の6か月間の認知件数は前年度に比べ増加しており、各学校はいじめの早期発見に向け、「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果と考えられます。

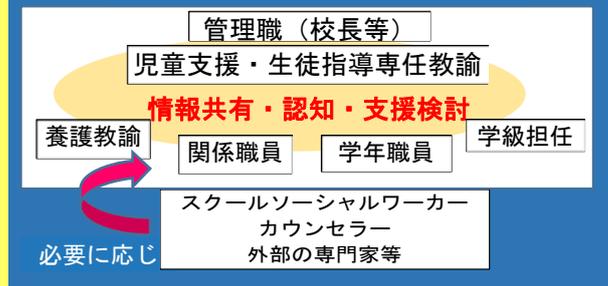
管理職と複数の教職員で構成する「学校いじめ防止対策委員会」は毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、解決に向けて学校での組織的な対応に努めています。また、認知した事案に対し、当該児童生徒の思いを丁寧に聴き取る中で、事案に至る背景を多面的に分析するなど実効性のある対応、適切な支援・指導を行うようにしています。早期解決につながるよう組織的対応の強化に取り組んでいきます。



いじめ重大事態調査については、2年度は調査報告がまとまった4件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。

いじめの疑い
↓
報告

学校いじめ防止対策委員会



【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】（単位：校 2年度実績）

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	297	71	2	9	11
月2～3回	31	38	0	0	2
週1回以上	11	36	0	0	0
計	339	145	2	9	13

② いじめ再発防止のための教職員研修の実施

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果（公表版）を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

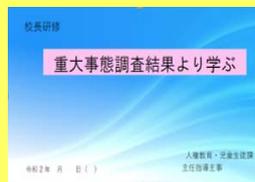
また、福島県へ教員を派遣し、放射線教育等について学ぶ研修は、新型コロナウイルス感染症拡大のためeラーニングで行い、この内容を踏まえて各学校において道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

いじめ再発防止

- ・校長への研修（各区校長会にて実施）
重大事態の事例に学ぶ ～寄り添いから信頼へ～（1回×18区）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

いじめ重大事態の調査結果（公表版）の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検



校内研修

放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修（eラーニングによる研修 受講者数 81人）
- ・派遣研修の実践報告（コロナのため中止）

③ 子ども主体のいじめ未然防止の取組

■横浜子ども会議

『だれにとっても』居心地のよい学校づくり」をテーマに、中学校ブロック単位で年間を通じて活動しました。また、その様子をまとめたスライドや写真を「いじめ防止啓発月間スタートイベント」で上映・展示しました。小山台中学校ブロックは、同イベントでの実践報告で、ブロック内の各学校が問題点を共有し、「いじめ問題」を自分事として捉えることが重要だと訴えました。



【小山台中学校ブロックの実践】

民生委員・児童委員や保護者なども参加する地区懇談会で、意見交換をしたり、横浜子ども会議で話し合ったことについて報告をしたりしている。子どもの健全育成には安心・安全な町づくりが大切だと、地域全体で取組を進めている。

■子どもの社会的スキル横浜プログラム（Y-P）の活用推進

6月の学校再開にあたり、集団生活から離れていた子どもたちが、スムーズに日常の学校生活に慣れ、仲間との新しい関係づくりを進められるようY-Pの中から、「自己のストレスに気づく」「相手に受け入れてもらえる感覚を得る」「新しい集団の中で、安全に人との関わりを作る」を視点とし、『学校再開スタートプログラム』として再編して全校に発信しました。



実施状況は小学校 334校 / 342校中 (97.7%)、中学校 50校 / 147校中 (34.0%)、となりました。実施後のアンケートでは、以下のような声が聞かれました。「心をほぐす時間になり効果的だった」「分散登校の時に、相手のグループを思いやる気持ちがあり、クラスみんなでやっている意識があった」「安心した表情になった児童がいた」「緊張した面持ちだったが、少し和らいだように感じた」（教員）「自分の気持ちを見直すことができました」「心をこれからも大切にしていきたいと思いました」（中3）



※横浜プログラムとは…

子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力（子どもの社会的スキル）を育むために、横浜市が開発したプログラム。子どもの社会的スキルの育成状況を把握する「Y-P アセスメント」と子どもの社会的スキルを高める「指導プログラム」からできています。

2 教育委員会事務局の取組

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に注目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発の防止等を図っています。2年度は、全小・中・義務教育学校を担当する中学校ブロック内の学校を定期的に訪問する巡回型に移行し、学校により身近な存在として支援を行いました。

※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

【いじめに関する検討・相談数】2年度実績（元年度）

学校への直接支援回数	564回（457回）
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	512回（378回）
電話による保護者等対応回数	625回（449回）
保護者との面談回数	181回（232回）

■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士による法律相談を活用し、的確かつ迅速な課題の解決や円滑な学校運営の支援に寄与しています。

【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

児童から担任にいじめの相談があったものの、学校のいじめの認知が遅れた結果、児童が登校できない状況となり、保護者は、学校への強い不信感を訴えて教育委員会による調査を要望した。事務所は課題解決支援チームを派遣し、指導主事は、学校とともに事実確認を行い、SSWと連携して課題の整理、学校からの保護者への説明、解決に向けての具体的な対応の支援を行った。SSWが関わり、児童と保護者に寄り添った面談を重ねることで、再発防止に努める学校と、児童・保護者の関係改善を図り、児童の登校につなげることができた。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。緊急対応チーム会議に統括SSWが交替で参加し、福祉的な側面からの支援の強化を行っています。2年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は50件（前年度53件）であり、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数も33件（前年同）です。

学校の組織的な対応力を強化するため、緊急対応チーム指導主事が、学校教育事務所の指導主事とともに、学校いじめ防止対策委員会への出席や教職員への研修などの組織や集団への支援も取り入れています。

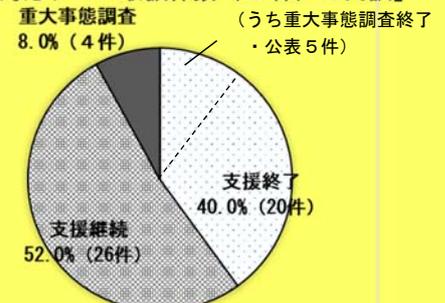
【緊急対応チーム取扱件数】2年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	学校訪問 ※2
	50件	

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行12件（延24回）

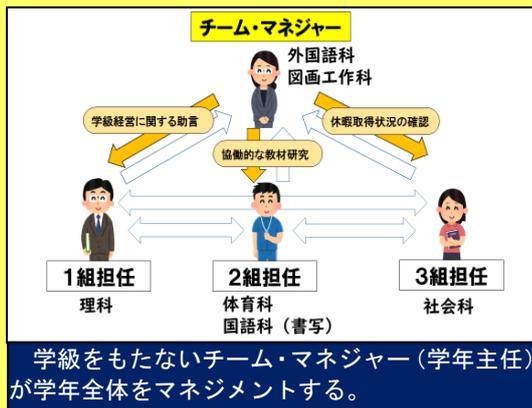
【緊急対応チーム取扱件数（50件）の内訳】



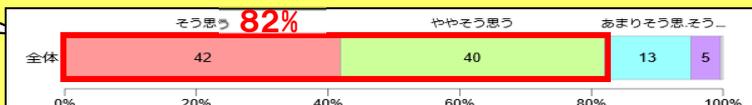
③ 児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を 85 校で実施しました。学級担任同士が、日常的に他の学級の児童と関わり、学級担任だけでは気付きにくい変化に気付くことができたり、初期での対応が充実したりするといった成果が表れています。

児童からは、「相談できる先生が増え、安心して過ごすことができる」という声が上がっており、いじめの未然防止につながることを期待できます。今年度もさらに推進校を拡大し、引き続き 129 校で効果検証を行います。

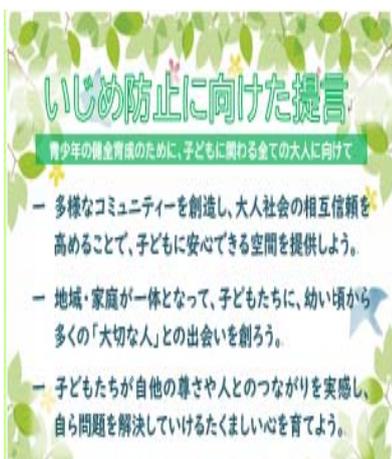


児童アンケート
 ■学年のほかの先生が関わってくれるので、安心して過ごしている
 「そう思う」「ややそう思う」の合計が82%



～着実な取組に向けて～

《いじめ防止啓発月間スタートイベント》



横浜市いじめ問題対策連絡協議会での協議を経て、12月のいじめ防止啓発月間のスタートイベントを、横浜市役所1階アトリウムにて開催しました。コロナ禍においても、子どもたちが主体的に取り組むいじめの未然防止の取組を、周囲の大人はどのようにサポートしていくかを、「いじめ防止に向けた提言」とし、スタートイベント当日、市民に発信するとともに、市内全校及び関係機関等に配付しました。

さらに、「いじめ防止に向けた提言」を踏まえた、パネルディスカッションを行いました。



今後も、学校、保護者、地域、関係機関の連携を強化し、「いじめの未然防止」を推進していきます。

《人的配置の推移》

■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充することで、いじめの早期発見・早期対応につながっています。

H29:40校 → H30:90校 → R1:140校 →
 R2:190校 → R3:240校 (うち77校は市単独予算)

■スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置拡充

SSWが社会福祉の専門職としてチーム学校の一員となることで、学校は福祉的な側面からも児童生徒をとらえ、区役所などの関係機関と連携した支援を行っています。

H29:23人 → H30:30人 → R1:39人 → R2:50人 → R3:61人

【専任教諭のもたらす効果や役割】
 配置前と比べ、いじめの認知件数が増加し、いじめの年度内解消率が向上するなど、いじめをはじめとした問題行動の実態把握及び早期発見・早期解決に大きな効果を上げています。また、特別支援教育コーディネーターも兼務しているため、配慮を必要とする児童への支援体制を築くにあたって、職員の中心的な役割を果たし、問題行動が生じた場合に担任が一人で抱え込むことなく組織的に対応できるなどの効果もあります。



横浜市教育大綱

平成 30 年 9 月

はじめに



平成 27 年 9 月に「横浜市教育大綱」を策定してから 3 年が経ち、このたび、新たな「横浜市教育大綱」を策定いたしました。

この間、国においては、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育に関する議論が尽くされ、本年 6 月には、「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

横浜市としても、教育大綱の理念に沿って、子ども達の豊かな心を育み感性を磨くことができるよう、文化・芸術やスポーツなどで本物に触れる機会の創出に積極的に取り組むとともに、教職員が最大限に力を発揮できるよう、専門スタッフの配置や教育環境の整備などに、着実に取り組んできました。一方で、いじめや不登校など、教育課題の複雑化が進み、個別の支援や指導が必要な子ども達が増えています。

横浜の子ども達には、人を思いやる優しさと豊かな感性を伸ばし、グローバルな視野を持って持続可能な社会の実現に向けて行動し、自立して生きていく力を養ってほしいと願っています。この新たな「横浜市教育大綱」は、私が大切にしている教育に対する考えを、教育委員会と共有しながら、「横浜教育ビジョン 2030」との整合性を図って策定しました。

今後とも、子ども達一人ひとりの状況に応じた教育をしっかりと進めていくとともに、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ 2019™」、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の開催など、横浜ならではの機会を生かした教育にも力を注ぎます。また来年、開港から 160 年を迎える国際都市として、多様性を尊重し、共生する力を育みます。

子ども達は、横浜の未来を創る、社会の希望です。横浜の子ども達一人ひとりが幸せに生き、社会で活躍できるよう、社会全体で育てていきましょう。

平成 30 年 9 月

横浜市長 林 文子



目 次

横浜市教育大綱について 1

第1章 基本理念

未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって 2

第2章 重点方針

社会全体で進める横浜の教育 3



「横浜市教育大綱」について



〔位置付けと推進〕

横浜市教育大綱は、本市の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜教育ビジョン 2030」と整合を図り、策定しました。

大綱の実現に向けて「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」に掲げた施策を推進していきます。

〔対象期間〕

平成 30（2018）年度から平成 33（2021）年度までの 4 年間

【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項

「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

第1章：基本理念



～未来を創る“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

人を思いやる優しさと豊かな感性

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心と、共に支え合う態度を育みます。

【将来の姿】

- いじめを許さず、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などに親しむ機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

地域や社会をよりよくすることを考えながら、開港の地・横浜の進取の気風のもと、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、多様性を認め、協働・共生する姿勢を養います。

【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

自立して生きていく力

複雑化・多様化する社会の中で、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくるとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

第2章：重点方針



～社会全体で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、未来の創造に向けて、生き生きと活躍できるよう、社会全体で横浜の子どもを育みます。

重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が子どもの成長に向けた目標を共有し、連携・協働して子どもの成長を支えます。
- 幼児期から社会的自立までの子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を創る横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、医療、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムのほか、特色ある芸術フェスティバル、「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」等を契機とした様々な取組を通して、身近な場所で子ども達が本物に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集うグローバルMICE都市として、国際的に活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た体験型学習などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 老朽化した学校施設の建替えを進め、子ども達が安全で安心して快適に学ぶことができる教育環境を整えるとともに、グローバル化や技術革新が進んだ新時代の到来を見据えた教育を行うことができる環境づくりを進めます。
- 学校と家庭、地域、企業等が連携して、運動に親しむ機会の創出や食育の推進に取り組み、子ども達が運動と食事、休養のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを進めます。
- 教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きとした姿で働くことができるよう、教職員の働き方改革を進めるとともに、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

重点方針4 誰もが社会で活躍できるための学びの保障

- 家庭の経済状況等に左右されることなく、子ども達が将来の可能性を広げ、就学の機会や就労の選択肢が狭まることのないよう、学びや成長を支える支援を行います。
- いじめや不登校などの課題が複雑化・多様化するとともに、障害のある子どもへの特別な支援や日本語指導が必要な子どもが増加する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進めることが求められており、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして子どもを支えます。



平成 30 年 9 月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

横浜市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

(議題)

第3条 会議では、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

(関係者等の出席)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(幹事会)

第7条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に関係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。